

摂津市狭あい道路の拡幅整備等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、良好な市街地の形成を確保するとともに、市民生活の利便性の向上、良好な居住環境の形成及び災害時における安全確保のため、狭あい道路の拡幅整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 道路有効幅員が4メートル未満の道路のうち、市道（道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路をいう。）、法定外道路（摂津市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年摂津市条例第30号）第2条に規定する道路をいう。）及び市長が地域の生活環境を改善するため特に必要と認める道路をいう。
- (2) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項及び建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置指定を受けようとする行為をいう。
- (3) 建築行為 法第2条第13号、第14号及び第15号に規定する行為をいう。
- (4) 後退用地 敷地境界線と狭あい道路の中心線から水平距離2.4メートルの線又は敷地境界線と狭あい道路の対側境界線から水平距離4.4メートルの線との間に存在する土地（側溝を含む。）をいう。
- (5) 隅切り用地 大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）第5条の規定により角敷地（敷地の二方又は三方が道路に接し、当該道路等のいずれかが狭あい道路である敷地をいう。）の建築制限を受ける部分の土地（側溝を含む。）をいう。
- (6) 拡幅用地 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (7) 整備 拡幅用地を一般の通行の用に供するために、拡幅用地に存在する建築物に附属する門、塀又は擁壁等を除去し、側溝を築造し及び舗装を行い、通行に支障のない状態にすることをいう。
- (8) 建築主等 狭あい道路に接する土地において開発行為又は建築行為をする者（土地の所有者、管理者又は占有者を含む。）及び拡幅用地について、この要綱に定める整備を行う者をいう。
- (9) 分筆 拡幅用地を公衆用道路として登記するため建築敷地から分割し、地目変更することをいう。
- (10) 寄附 建築主等が拡幅用地の整備を行い、これを分筆し、市に所有権を移転することをいう。
- (11) 無償使用 建築主等が拡幅用地の所有権を保有し、整備を行い、市道等として市が無償で使用し、又は維持管理することをいう。

(建築主等の責務)

第3条 建築主等は、拡幅用地の整備を行うものとする。

(事前協議)

第4条 建築主等は、建築確認申請書を提出する前又は、開発行為の許可を得る前に、摂津市狭あい道路の拡幅整備等に関する事前協議書(様式第1号)を市長に提出し、拡幅用地の整備及びその管理について協議を行うものとする。

2 前項の事前協議完了後、市長と建築主等の間において、協定書(様式第2号)を交わすものとする。

(助成金及び奨励金)

第5条 市長は、前条の事前協議による内容により建築主等に対し整備等に係る費用について、別に定める摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱に基づき、建築主等に予算の範囲内で助成金を交付するものとする。ただし、営利を目的とした建築行為を行う建築主等については、この限りではない。

2 市長は、前条の事前協議に係る拡幅用地であって、摂津市狭あい道路拡幅整備促進計画に定める狭あい道路拡幅整備重点地区のうち、次の各号のいずれかに該当する後退用地を建築主等が寄附した場合は、摂津市狭あい道路拡幅整備等助成金交付要綱に基づき、建築主等に予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(1) 2面以上の後退用地(営利を目的とした建築行為による用地を除く。)

(2) 隅切り用地(営利を目的とした建築行為による用地を除く。)

(3) 建築主等が、開発行為又は建築行為を行う敷地まで至る狭あい道路を拡幅整備する場合で、狭あい道路整備に寄与するものと市長が認めるもの

(維持管理)

第6条 市長は、前条の協議により寄附又は無償使用により整備された拡幅用地について、市道又は法定外道路として維持管理を行う。

(適用の除外)

第7条 この要綱は、狭あい道路に接する敷地で行う建築行為のうち、次の各号のいずれかに伴うものについては適用しない。

(1) 開発行為

(2) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の適用が必要でないと市長が認めるもの。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。